

住居喪失離職者等就職安定資金貸付事業

《事務・事業説明資料》

事業概要等

1 事業概要

【目的】

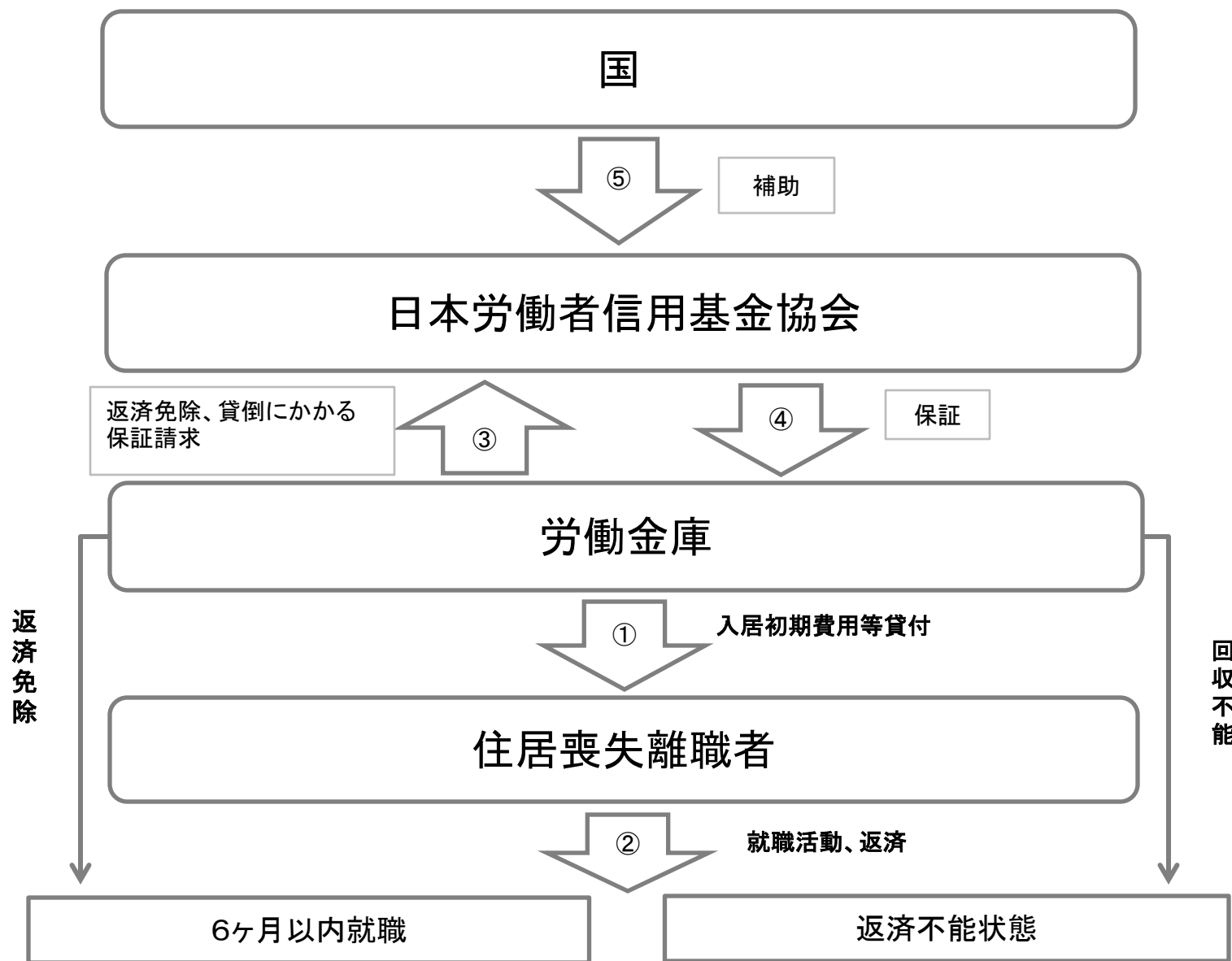
事業主都合による離職等に伴い住居を喪失した者に対して住宅入居初期費用等の必要な資金の貸付を行うことにより、これらの者の住居の確保と早期の再就職を支援する。

【概要】

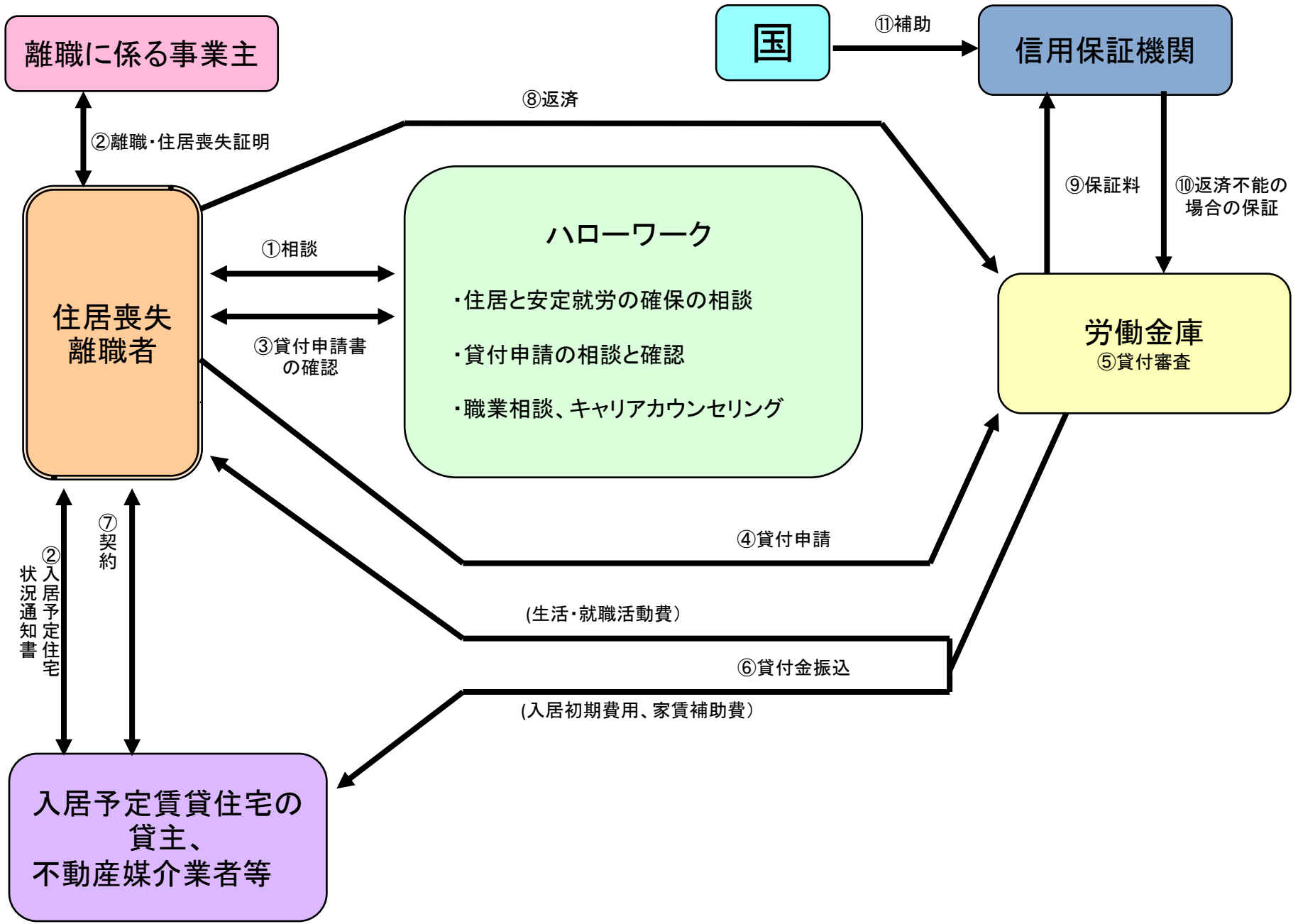
- (1) 事業主都合による離職等に伴い住居を喪失した者に対し、ハローワークとの連携により、労働金庫が住宅入居初期費用、家賃、生活・就職活動費を貸し付ける。
- (2) 初回の貸付実行日から6か月以内に常用就職し、返済免除となった場合及び返済困難となった場合に、日本労働者信用基金協会(労信協)が労働金庫に対して保証を行い、返済免除分及び返済不能分(労信協がさらに債権回収を実施してもなお回収できないもの)について、国が同協会の保証額を補填(補助金の支出)する。

- 貸付対象者 : 事業主都合による離職(1年以内)等に伴い住居を喪失した者
- 貸付額 : 入居初期費用 50万円(上限)、家賃補助 6万円×6か月(上限)、常用就職活動費 15万円×6か月(上限)
- 利率 : 1.5%(元金据え置き6か月。10年以内に元利均等月賦償還)
- 返済免除 : 初回の貸付実行日から6か月以内に常用就職した場合、入居初期費用(100%)、生活・就職活動費(50%)の返済を免除し、免除額を労信協が労働金庫に対し保証。国は労信協の保証額を補填
- 返済不能 : 元金据え置き期間(6か月)後3か月経過して返済されない場合、労信協が労働金庫に対し保証。さらに労信協が債権回収を行うものの、9か月経過しても返済されない場合、国が労信協の保証額を補填

就職安定資金貸付事業(補助事業)について



就職安定資金貸付事業について



雇用と住居を失った者に対する住居確保・生活支援

住居を喪失した離職者

失業給付

就職安定資金貸付

対象者 : 過去1年以内に事業主都合離職により住居を喪失した方
貸付費目: 初期入居費(上限50万円)、家賃補助費(上限6万円×6か月)、生活・就職活動費(上限15万円×6か月)
返済免除: 早期に常用就職した場合、貸付額の返済を一部免除

住宅手当 + 総合支援資金貸付

【住宅手当】

対象者 : 19年10月以降の離職により住宅を喪失又は喪失のおそれのある方

支給内容: 家賃額(生活保護の住宅扶助特別基準に準拠。東京23区の単身の場合;月額53,700円×6か月(最長9か月))を支給

【総合支援資金貸付】

対象者 : 失業等により日常生活全般に困難を抱える方が対象
※他の公的給付・貸付の受けられる者は利用できない
貸付費目: 初期入居費用(上限40万円)、生活支援費(単身の場合;上限15万円×12か月)、一時生活再建費(上限60万円)

生活保護

ハローワーク

新しいセーフ
ティネット

自治体等

2 現状

(1)予算額等の推移

(単位:百万円、%)

	20年度	21年度	22年度
予算額(補正後)	3,527	20,834	13,725
執行額	4	868	
執行率	0.1	4.2	

(2)事業の実施状況

	20年度	21年度
貸付件数(件)※1	5,840	5,542
返済免除件数(件)※2	20	2,213
返済不能件数(件)※2	0	42

※1 労働金庫での貸付決定件数

※2 (社)日本労働者信用基金協会から労働金庫への補填件数

(3)事業の成果(アウトカム指標)

※平成22年3月末現在

	20年度	21年度
就職件数(件)	2,067	1,558
貸付実行後6か月以上経過している者の貸付実行後6か月以内の就職率(%)	28.7	29.9
貸付実行後6か月以上経過している者の就職率(%)	35.4	32.5

○ 22年度予算における見直し

- ・平成21年5月までの貸付実績等に基づき、貸付対象者数、返済不能及び返済免除の割合等を見直すことにより予算を削減した。
- ・平成22年3月23日より、事業主都合離職者に加え、事業主の働きかけ等による自己都合離職者(雇用保険の「特定受給資格者」に限る。)にも範囲を拡大した。

○ マスコミ等の指摘事項

- ・6か月以内の就職の可否が返済と返済不能を分けることになるとの指摘がある。

3 就職安定資金貸付事業の対象者の動向と実績見込

～平成20、21年度実績～

非正規労働者の解雇・雇止めによる住居喪失離職者
年間45,000人(3,750人／月)発生見込

平成20年度2次補正予算における
貸付要対人員見込7,500人
予算額35.3億円

平成21年度予算における
貸付要対人員見込45,000人
208.3億円

★住居喪失離職者(H20.12-H21.3)
13,085人(3,271人／月)
★就職安定資金融資利用実績
(H20.12-H21.3)
5,840人(1,460人／月)
★住居喪失離職者利用率 44.6%

★住居喪失離職者(H21.4-H22.3)
17,918人(1,493人／月)
★就職安定資金融資利用実績
(H21.4-H22.3)
5,542人(461人／月)
★住居喪失離職者利用率 30.9%

返済免除人員 20人 5百万円
返済不能人員 0人 0百万円

予算執行率
0.1%

～平成22年度見込～

非正規労働者の解雇・雇止めによる住居喪失離職者
年間23,000人(1,916人／月)発生見込

平成22年度予算における
貸付要対人員見込23,000人
137.3億円

★住居喪失離職者(H22.4-H23.3)
15,276人(1,273人／月)見込
★就職安定資金融資利用見込
(H22.4-H23.3)
2,040人(170人／月)見込
★住居喪失離職者利用率 13.4%見込

返済免除人員 2,213人 805百万円
返済不能人員 42人 25百万円

予算執行率
4.2%

4 就職安定資金貸付の利用の実態等について

(1) 利用の実態

若年～中高年層の単身世帯の非正規労働者が主に活用しており、住居の確保と早期再就職に効果をあげている。

事例1 20代男性、単身、専門学校卒業後、派遣就業をくり返していたが、景気の悪化で退職、社宅も退去。友人宅に身を寄せていたが、本制度の利用で住宅を確保し、介護関係の会社に就職。

事例2 40代男性、単身、出身地の北海道で建設業・サービス業等で17年働いた後、派遣で働いたが、3年足らずで派遣切りされ、住居を喪失。本制度の利用で、貸付後2か月弱で不動産会社に就職し、資格取得を目指して勉強中。返済免除が就職したばかりの者にとって経済的な助けとなった。

事例3 50代男性、複数の派遣会社を転々とした後、景気の悪化で解雇。地方出身者であるため友人や知人がおらず悩みをため込むことが多かったが、ハローワークでの相談を受け、本制度を利用した後、担当者制による支援により、あきらめることなく就職活動を続け、就職に至った。

利用者の中には、もしこの制度がなければ、ホームレスになっていただろう、手っ取り早く犯罪を犯し刑務所に入っていたかもしれない、自殺していたと思うなどの声がある。

(2) 不正利用の状況と対策

①貸付制度が不正に利用されたとみられる事案は、貸付総件数11,590件、貸付総額92億7,534万円のうち、365件、4億2,966万円であり、全体に占める割合は件数ベースで3.1%、貸付額ベースで4.6%(平成20年12月～22年5月、労働金庫協会調べ)。

不正利用による逮捕者は10府県13事案(栃木、山梨、静岡、愛知(2)、三重、滋賀、大阪(2)、兵庫、福岡(2)、大分)

②不正利用防止のため、次の措置を実施

①退去住居と入居予定住居の現地確認等の実施(平成21年5月～)

②入居後に入居届の提出を行わない者に対する生活・就職活動費の支給停止等(平成21年7月～)

③「暴力団員でないこと」を貸付要件とし、警察との情報交換等の連携を強化(平成22年3月～)